

小児慢性特定疾病医療費助成制度

「高額治療継続者（高額かつ長期）」に該当する場合について

※課税世帯（受給者証右下の階層区分が「4（一般所得Ⅰ）」「5（一般所得Ⅱ）」
「6（上位所得）」の受給者の方が対象です。（…裏面参照）

「高額治療継続者（高額かつ長期）」とは、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ受給者で、下記の要件に該当する場合は、申請をして認定を受けると、申請書を提出した翌月1日から月額自己負担上限額が軽減され、医療受給者証に記載の残りの有効期間において適用されます。申請をしても現在認定されている額と同額の階層区分の場合や既に重症患者認定により上限額が軽減されている場合は、申請の必要はありません。該当される場合は、随時申請をしてください。

◇認定要件◇

小児慢性特定疾病医療受給者として支給認定を受けた日以降、高額治療継続者の申請を行う日が属する月以前の12か月以内に医療費総額（10割分）が5万円を超えた月が6回以上ある場合。

◇申請に必要な書類◇ 住所地の保健所（※）へ申請をしてください。

- ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書
- ② 自己負担上限額管理票で医療費総額（10割分）が5万円を超えることがわかる場合は、上限額管理票のコピー（6か月分以上）

【注意】 上限額管理票のすべてのページに受給者名と受給者番号を記載してください。

＜自己負担上限額管理票で医療費総額が確認できない場合＞

小児慢性特定疾病で支払った医療費の明細が確認できる領収書や診療明細書

- ③ 現在お持ちの受給者証の写し
- ④ 印鑑（申請書等の記載内容を修正する場合に備え、念のためご持参ください。）

◆更新申請時に引き続き認定要件に該当するようであれば、再度申請が必要となります。自己負担上限額管理票や領収書・明細書等は大事に保管してください。

◆①の【申請書】は保健所にありますが、京都府のホームページからダウンロードすることもできます。

⇒ <http://www.pref.kyoto.jp/kentai/syouman/syoumaniryohi.html>

（小児慢性特定疾病医療費の概要・手続き等をご覧ください）

※申請先	山城北保健所	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 (TEL:0774-21-2192) ※所管市町：宇治市、城陽市、久御山町
	山城北保健所綴喜分室	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 (TEL:0774-63-5734) ※所管市町：八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町

【裏面に自己負担上限額一覧表あり】

◆自己負担上限額(月額)

階層区分	階層区分の基準 【医療保険における世帯の市町民税(所得割)の課税額】		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額(外来+入院+薬代+訪問看護)		
			一般	重症患者 ※高額治療 継続者	人工呼吸器等装着者
1	生活保護等		0円	0円	0円
2	市町村民税 非課税	低所得Ⅰ (~80万円)	1,250円	1,250円	500円
3		低所得Ⅱ (80万円超~)	2,500円	2,500円	
4	一般所得Ⅰ	市町民税課税以上 7.1万円未満	5,000円	2,500円	
5	一般所得Ⅱ	市町民税 7.1万円以上~25.1万円未満	10,000円	5,000円	
6	上位所得	市町民税 25.1万円以上	15,000円	10,000円	
入院時の食費			標準的な食事療養費の1/2自己負担		

※階層区分が4, 5, 6の受給者の方が対象です。認定された場合、太枠の金額となります。
生活保護の方、低所得の方、人工呼吸器装着の方、重症患者として認定されている方、血友病の方は申請をされても自己負担限度額が変わりませんので、申請の必要はありません。